

## 前橋駅からケヤキ並木へ 歩いて街並みとフェスを楽しもう

前橋観光コンベンション協会 ☎027-235-2211



駅からハイキング「ケヤキ並木フェス、まえきフェスとともに前橋の街並みを歩く」を9月9日(日)に開催。マップを見ながら約6.5kmのコースを散策します。参加希望者は当日午前9時から11時までにJR前橋駅観光案内所(表町二丁目)へ直接お越しください。

## 5回にわたりモーツァルトを堪能 本市出身のピアニストが演奏

昌賢学園まえばしホール ☎027-221-4321

本市出身である菊池洋子のピアノ・リサイタル「モーツァルトピアノ・ソナタ全曲演奏会」を開催します。

日時= ①10月6日(土) ②12日(金) ③27日(土) ④28日(日) ⑤11月11日(日)、午後3時

会場=①②⑤は昌賢学園まえばしホール ③④は前橋テルサ

費用=全席自由、各1,500円(5回セットで5,000円、高校生以下は500円)

申し込み=昌賢学園まえばしホールへ



## 岡本太郎の魅力語り尽くす 前橋テルサでシンポジウム開催

アーツ前橋 ☎027-230-1144



(上)さまざまな人に影響を与えた岡本太郎  
(左下)岡本太郎《犬》1954年 川崎市岡本太郎美術館蔵  
(右下)講師の山下裕二さん

10月開催の企画展に先立ち、岡本太郎の魅力を語るシンポジウム「芸術なんて、なんでもない。」を前橋テルサで開催します。第一部は美術史家の山下裕二さんによる基調講演「岡本太郎・縄文・日本美術史」、第二部は岡本太郎に影響を受けたゲストを招きパネルディスカッションを実施。当日は手話通訳、要約筆記があります。詳しくはアーツ前橋ホームページをご覧ください。なお、このシンポジウムは全国モーターボート競走施行者協議会の拠出金で実施します。

日時=10月7日(日)〈第一部〉午後2時~3時〈第二部〉午後3時30分~5時

対象=一般、先着各500人

申し込み=10月6日(土)までにアーツ前橋へ



## あなたの能力を生かしませんか 技能労務職と任期付職員を募集

☎職員課 ☎027-898-6507

来年4月1日付で採用予定の職員採用試験(技能労務職・任期付短時間勤務職員)を右表のとおり実施します。試験案内と申込書は9月5日(水)から19日(水)まで配布。市役所職員課や各支所・市民サービスセンターにあるほか、本市ホームページからダウンロードもできます。郵送で請求する場合は、表面に「採用試験申込用紙請求」と受験予定の「試験区分」を朱書きした封筒に宛先を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(A4サイズ)を入れ、市役所職員課へ。

第1次試験日=10月14日(日)

申込期間=9月10日(月)~19日(水)

技能労務職職員採用試験		
試験区分	採用予定数	受験資格
技能労務職	2人	昭和53年4月2日~平成13年4月1日生まれの人で、現場作業に従事可能な人

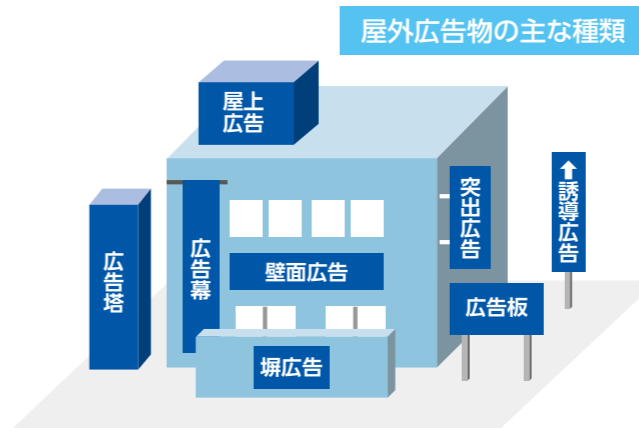
任期付短時間勤務職員採用試験			
試験区分	採用予定数	必要資格	任期
助産師	1人	助産師	3年
歯科衛生士	1人	歯科衛生士	
保健師	1人	保健師	
保育士	20人	保育士	
管理栄養士	1人	管理栄養士	
看護師	1人	看護師	
診療放射線技師	1人	診療放射線技師	
臨床検査技師	1人	臨床検査技師	
学芸員 (歴史学・考古学)	1人	学芸員	
心理士	1人	公認心理師(取得見込可)、臨床心理士のいずれか	

※受験対象はいずれも昭和31年4月2日以降生まれで1年以上の実務経験がある人。  
※週31時間勤務となります。

## その広告は違反していませんか 広告物のルール再確認を

☎都市計画課 ☎027-898-6974

9月は屋外広告物適正化旬間です。屋外広告物とは、屋外で継続して公衆に向けて表示・設置する広告物のこと。一定の面積以下などの場合を除き、設置には原則許可が必要です。また、屋外広告物には、その種類ごとに表示面積や高さ、設置場所などの基準が定められています。



広告物の老朽化や不整備による事故が各地で発生。第三者に被害を及ぼすケースもあります。事故防止のため、日常の目視点検に加え、定期的に点検するなど、所有する屋外広告物の安全管理に努めましょう。

### ● 違反広告物の是正指導実施中

必要な許可を受けていない屋外広告物の是正指導を計画的に実施しています。本年度は新たな是正指導計画を策定し、上武道路以東の国道50号や国道353号、県道高崎・駒形線などで計画的に実施する予定です。

### ● 広告物の許可の再確認を

既に屋外広告物の表示や設置をしている広告主は、許可を受けているか業者に確認を。許可を受けていない場合は、許可申請か除却をしてください。また、これから表示や設置をする人は、都市計画課か屋外広告業の登録業者に相談してください。